

令和2年10月21日

各 位

鹿児島相互信用金庫
理事長 永倉 悦雄

証券取引等監視委員会による当金庫職員に
対する課徴金納付命令の勧告について

1. 勧告を受けた事実の概要

昨日、証券取引等監視委員会から内部者取引に係る課徴金命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありました。

上記課徴金命令の対象者は当金庫職員であり、同人は、当金庫の職務以外で重要事実の伝達を受け、取引を行ったことが判明しました。

2. 当金庫の今後の対応

社会的、公共的な役割を担い、信用を第一とする金融機関におきまして、かかる事態を招いたことについて、お客さまをはじめ関係各位に対しまして多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、深く反省するとともに、心よりお詫び申し上げます。

当金庫では平成30年4月に業務改善命令を受け、以降、役職員一丸となってコンプライアンス意識の向上と不祥事件防止に向けて懸命に取り組んでまいりました。そのような中、本事案が発生したことは誠に遺憾であります。

今後は、かかる事態を厳粛に受け止めて、信頼回復のため役職員一同が今一度猛省するとともに、二度とこのような事態が発生することの無いよう、更なる経営管理態勢の確立および内部管理態勢の充実強化を図り、コンプライアンス重視の企業風土の醸成および健全な業務運営の確保に向けて全力で取り組んでまいります。

3. 本件に対するお問い合わせ先、本件に対するお問い合わせ先

受付窓口：鹿児島相互信用金庫法務コンプライアンス部（川口、上山、原田）
電話番号：0120-525-651（フリーダイヤル）
F A X：099-259-5255
Eメール：sosin@kasosin.com
受付時間：午前9時から午後5時まで（土日祝日は除きます）

以上